

<h1>静岡市報</h1>	No. 142
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

**条 例**

- 静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

**規 則**

- 静岡市事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 3
- 静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・ 6
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

**教育委員会規則**

- 地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

**人事委員会規則**

- 静岡市職員の給料の切換えに伴う経過措置に関する規則・・・・・・・・・・・・ 16

<本号で掲載された条例のあらまし>

◇ 静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第149号）

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、条例中に引用する同法の条項を修正することとした。（第4条関係）
- 2 この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

**条 例**

静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第149号

静岡市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

静岡市児童福祉法施行条例（平成25年静岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

## 規 則

静岡市規則第118号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年12月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第4保健予防課に関する事項中

「

4 使用物品の管理に関すること。		○	を
------------------	--	---	---

」

「

4	使用物品の管理に関する事。		○
5	児童福祉法第6条の2第2項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に関する事。		○
6	児童福祉法第19条の3第1項の規定による指定医の指定に関する事。		○
7	児童福祉法第19条の17第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対する勧告に関する事。		○
8	児童福祉法第19条の18の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は効力の停止に関する事。	○	
9	児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の16の規定による指定医の指定の取消しに関する事。	○	

に

」

改める。

## 附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

## 静岡市規則第119号

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年12月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給調整手当に関する規則（平成21年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

期間の区分	月額
1年未満	307,000円
1年以上2年未満	307,000円
2年以上3年未満	307,000円
3年以上4年未満	307,000円
4年以上5年未満	307,000円
5年以上6年未満	307,000円
6年以上7年未満	307,000円
7年以上8年未満	307,000円
8年以上9年未満	307,000円
9年以上10年未満	307,000円
10年以上11年未満	307,000円
11年以上12年未満	307,000円
12年以上13年未満	307,000円
13年以上14年未満	307,000円
14年以上15年未満	307,000円
15年以上16年未満	307,000円
16年以上17年未満	303,700円
17年以上18年未満	300,400円
18年以上19年未満	297,100円
19年以上20年未満	293,800円
20年以上21年未満	290,500円
21年以上22年未満	276,700円
22年以上23年未満	262,700円
23年以上24年未満	249,200円
24年以上25年未満	235,300円
25年以上26年未満	221,600円
26年以上27年未満	204,000円
27年以上28年未満	186,900円
28年以上29年未満	169,600円

29年以上30年未満	152,000円
30年以上31年未満	134,000円
31年以上32年未満	115,700円
32年以上33年未満	97,800円
33年以上34年未満	71,800円
34年以上35年未満	47,500円

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の初任給調整手当に関する規則別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

## 静岡市規則第120号

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年12月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第9条の表を次のように改める

自動車等の片道の使用距離	手当額
4キロメートル未満	2,500円
4キロメートル以上7キロメートル未満	5,100円
7キロメートル以上10キロメートル未満	6,700円
10キロメートル以上13キロメートル未満	8,300円
13キロメートル以上15キロメートル未満	9,900円
15キロメートル以上18キロメートル未満	11,400円
18キロメートル以上20キロメートル未満	13,000円

20キロメートル以上25キロメートル未満	14,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,100円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,800円
35キロメートル以上40キロメートル未満	21,900円
40キロメートル以上45キロメートル未満	24,300円
45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	27,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	28,600円
60キロメートル以上	29,900円

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の通勤手当に関する規則第9条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

## 静岡市規則第121号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年12月19日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第22条第1号中「100分の135」を「100分の165」に改め、同条第2号中「100分の65」を「100分の75」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第22条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

## 静岡市規則第122号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年12月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第2号ア及びイ中「390,000円」を「404,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第9条第4項第2号の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 静岡市規則第123号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成26年12月26日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改め、同条第4項中「ひな型」を「ひな

形」に改め、同条第6項中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改め、同条第7項中「ひな型」を「ひな形」に改める。

別表第1中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改める。

別表第3の1市印中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改め、同表の2市長印中

「

名称	ひな型番号	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途

を

「

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途

に、

「

廃棄物対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	ごみ減量推進課長	一般廃棄物に係る許可、浄化槽に係る補助金、産業廃棄物及び使用済自動車の再資源化等に関する事務用
-------------	---	----	-----	-----	---	----------	---

を

「

廃棄物対策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	廃棄物対策課長	一般廃棄物に係る許可、浄化槽に係る補助金、産業廃棄物及
-------------	---	----	-----	-----	---	---------	-----------------------------

に、

							び使用済自動車の再資源化等に関する事務用
--	--	--	--	--	--	--	----------------------

「

保健予防課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健予防 課長	小児慢性特定疾患治療研究、難病患者の保健、結核及び自立支援医療（育成医療）に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

を

」

「

保健予防課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健予防 課長	小児慢性特定疾病医療費の支給、指定小児慢性特定疾病医療機関及び指定医の指定、難病患者の保健、結核並びに自立支援医療（育成医療）に関する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

に、

」

「

保健所清水 支所専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健所清 水支所長	小児慢性特定疾患治療研究、特定疾病患者医療費の助成、難病患者の保健、自立支援医療（育成医療）及び精神保健に関する事務用
----------------------	---	----	-----	-----	---	--------------	---

を

」

「

保健所清水 支所専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健所清 水支所長	小児慢性特定疾病医 療費の支給、特定疾 病患者医療費の助 成、難病患者の保健、 自立支援医療（育成 医療）及び精神保健 に関する事務用
----------------------	---	----	-----	-----	---	--------------	---

に、

」

建設政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建設政策 課長	道路、河川等の事業 用地の取得、地籍調 査及び急傾斜地崩壊 対策事業に関する事 務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	--

を

」

「

建設政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建設政策 課長	地籍調査及び急傾斜 地崩壊対策事業に関 する事務用
----------------	---	----	-----	-----	---	------------	---------------------------------

に

」

改め、同表の3区長印及び同表の4その他の印中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改める。

様式第4号（注）中「ひな型」を「ひな形」に改める。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に、「ひな型番号」を「ひな形番号」に改め、同様式（注）中「ひな型」を「ひな形」に改める。

様式第7号中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改め、同様式（注）中「ひな型」を「ひな形」に改める。

様式第8号中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

## 静岡市規則第1号

静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則をここに制定する。

平成27年1月9日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市立の高等学校授業料等徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市立の高等学校授業料等徴収条例（平成15年静岡市条例第265号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の還付)

第2条 条例第3条第3項の規定による授業料又は聴講料（以下「授業料等」という。）の還付の請求は、授業料等過納金還付請求書（様式第1号）によるものとする。

(授業料等の減額又は免除の基準)

第3条 条例第4条の規定による授業料の減額又は免除は、次に定めるところによる。

(1) 生徒又は当該生徒の就学に要する経費を主として負担している者（以下「生徒等」という。）が、次のアからオまでに掲げる者のいずれかに該当するときは、授業料の全額を免除する。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者（同法第17条に規定する生業扶助として就学に要する経費の支給を受けている者を除く。）

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により里親に委託され、又は児童養護施設に入所している者

ウ 同一世帯に属する者が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助を受けている者

エ 災害により居住する住居が全壊し、又は全焼した者

オ アからエまでに掲げる者のほか、生活保護法による保護を受けている者と同程度に困窮している者その他の市長が特別な理由があると認めるもの

(2) 生徒等が、次のア又はイに掲げる者のいずれかに該当するときは、それぞれア又はイに定める額に相当する額の授業料を減額する。

ア 災害により現に居住する住居が半壊し、又は半焼した者 授業料の年額の12分の1に

相当する額に6を乗じて得た額の範囲内において市長が必要があると認める額

イ 災害により現に居住する住居が床上浸水の損害を受けた者 授業料の年額の12分の1に相当する額に3を乗じて得た額の範囲内において市長が必要があると認める額

2 条例第4条の規定による聴講料の減額又は免除は、市長が特別の理由があると認める場合に、市長が定める額を減額し、又は免除する。

(授業料等の減額又は免除の手続)

第4条 授業料等の減額又は免除を受けようとする者は、授業料等減額・免除承認申請書(様式第2号)に家計調書(様式第3号)その他市長が必要があると認める書類を添付して、条例第3条第1項に定める納期限の14日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、授業料等減額・免除承認(不承認)通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 授業料等の減額又は免除を受けた者は、減額又は免除を受けた理由が消滅したときは、授業料等減額・免除理由消滅届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(減額又は免除の取消し)

第5条 市長は、前条第3項の規定による届出があったとき、又は授業料等の減額若しくは免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減額又は免除の承認を取り消し、既に減額し、又は免除した授業料の全部又は一部を徴収することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等の減額又は免除の承認を受けたとき。

(2) 前条第3項の規定による届出の提出を怠ったとき。

2 市長は、前項の規定により授業料等の減額又は免除の承認を取り消し、授業料の全部又は一部を徴収するときは、授業料等減額・免除承認取消通知書(様式第6号)により、当該減額又は免除を受けた者に通知するものとする。

(授業料等の徴収の猶予)

第6条 条例第4条の規定による授業料等の徴収の猶予は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日まで行うものとする。

(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の規定により高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けた者 同法第6条第1項の規定により高等学校等就学支援金が支給される日

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者 市長が定める日

(雑則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

## 教育委員会規則

### 静岡市教育委員会規則第1号

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年1月13日

静岡市教育委員会

委員長 高野 康 代

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

地方自治法第180条の7の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員のうち」の次に「総務局、」を加え、同条の表中

「

21 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関すること。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
------------------------------------	-----------------------------------

を

」

21 住民異動に伴う学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事。	区長、副区長並びに戸籍住民課、井川支所、長田支所及び蒲原支所の職員
22 1から21までに掲げる事務に係る専用公印の管理に関する事。	総務局長、行政管理部長及び行政管理課の職員

改める。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第2号

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年1月13日

静岡市教育委員会

委員長 高野 康 代

静岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会公印規則（平成15年静岡市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1一般公印の表中「ひな型番号」を「ひな形番号」に改める。

別表第2の1専用公印の表中

名称	ひな型番号	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途

「

名称	ひな形番号	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	保管者	用途
----	-------	----	----	----------------	----	-----	----

に、

」

「

教育委員会印	2	てん書	正方形	方21	1	学事課長	学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用
--------	---	-----	-----	-----	---	------	----------------------------

を

」

「

教育委員会印	2	てん書	正方形	方21	1	学事課長	学齢簿、区域外就学、就学援助及び奨学金に関する事務用
教育委員会印	5	てん書	正方形	方21	1	行政管理課長	市長の補助機関たる職員に補助執行させる事務用

に

」

改め、別表第2の2ひな形を次のように改める。

## 2 ひな形

1	2	3	4																																							
<table border="1"> <tr><td>静</td><td>岡</td><td>市</td></tr> <tr><td>教</td><td>育</td><td>委</td></tr> <tr><td>員</td><td>会</td><td>印</td></tr> </table>	静	岡	市	教	育	委	員	会	印	<table border="1"> <tr><td>○</td><td>○</td><td>課</td></tr> <tr><td colspan="3">静岡市教育 委員会印</td></tr> <tr><td>専</td><td colspan="2">用</td></tr> </table>	○	○	課	静岡市教育 委員会印			専	用		<table border="1"> <tr><td>静</td><td>岡</td><td>市</td></tr> <tr><td>教</td><td>育</td><td>委</td></tr> <tr><td>員</td><td>会</td><td>印</td></tr> </table>	静	岡	市	教	育	委	員	会	印	<table border="1"> <tr><td>静</td><td>岡</td><td>市</td><td>立</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>学校</td></tr> <tr><td colspan="4">(園)長印</td></tr> </table>	静	岡	市	立	○	○	○	学校	(園)長印			
静	岡	市																																								
教	育	委																																								
員	会	印																																								
○	○	課																																								
静岡市教育 委員会印																																										
専	用																																									
静	岡	市																																								
教	育	委																																								
員	会	印																																								
静	岡	市	立																																							
○	○	○	学校																																							
(園)長印																																										
5																																										
<table border="1"> <tr><td>補</td><td>助</td><td>執</td><td>行</td></tr> <tr><td colspan="4">静岡市教育 委員会印</td></tr> <tr><td colspan="4">事務専用</td></tr> </table>	補	助	執	行	静岡市教育 委員会印				事務専用																																	
補	助	執	行																																							
静岡市教育 委員会印																																										
事務専用																																										

備考 配字及び行数は、必要により変更することができる。

## 附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

## 人事委員会規則

### 静岡市人事委員会規則第11号

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに制定する。

平成26年12月19日

静岡市人事委員会

委員長 居 城 舜 子

#### 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第147号）附則第6項から附則第8項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正給与条例 静岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第147号）をいう。
- (2) 旧改正給与条例 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡市条例第124号）をいう。
- (3) 経過措置規則 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成19年静岡市人事委員会規則第7号）をいう。
- (4) 切替日 平成19年4月1日をいう。
- (5) 施行日 この規則の施行の日をいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号。以下「初任給規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (7) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (8) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は静岡市職員の分限に関する条例（平成15年静岡市条例第28号）第2条の規定により休職にされていた期間
  - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間
  - エ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第14条に規定する病気休暇又は勤務時間条例第16条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間
  - オ 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - カ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間
- (9) 復職時調整 初任給規則第38条、静岡市職員の育児休業等に関する条例（平成15年静岡市条例第35号。以下「育児休業条例」という。）第8条及び公益的法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整をいう。
- (10) 人事交流等職員 切替日以後に、国家公務員、他の地方公共団体の職員、公益的法人等

派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者その他静岡市人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

（改正給与条例附則第6項に規定する人事委員会規則で定める職員）

第3条 改正給与条例附則第6項の規定による人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 施行日以後に初任給基準異動をした職員
- (2) 施行日以後に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、施行日以後に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 施行日以後に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員
- (5) 施行日以後に初任給規則別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表に定める5級、6級、7級又は8級にその職務の級を決定された職員（任用の事情を考慮して任命権者が定める職員を除く。）
- (6) 施行日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給）

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会が定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以後にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第24条又は初任給規則第26条において準用する初任給規則第24条の規定並びに旧改正給与条例附則第9項及び経過措置規則第4条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額
- (2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職

務の級に降格をしたものとした場合（施行日以後に降格を2回以上した場合にあっては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に初任給規則第22条の規定並びに旧改正給与条例附則第9項及び経過措置規則第4条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に初任給規則第38条又は育児休業条例第8条若しくは公益的法人等派遣条例第6条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 育児短時間勤務を始めた日の前日に受けていた改正給与条例附則第6項から附則第8項までの規定による調整給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 改正給与条例附則第6項から附則第8項までの規定による調整給料月額

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会が定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に初任給規則第16条の規定並びに旧改正給与条例附則第10項及び経過措置規則第5条の規定により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会が定める職員にあっては、人事委員会が定める額）と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以後に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる給料の額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額を、改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 改正給与条例附則第6項から附則第8項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第4条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から適用する。